

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領の改正について

平成 29 年 12 月
国土交通省航空局安全部
安全企画課
運航安全課
航空機安全課

1. 背景

多数の者の集合する催しが行われている場所の上空において無人航空機を飛行させる場合は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 2 に基づく国土交通大臣の承認を必要としており、具体的な承認基準として「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成 27 年 11 月 17 日 国空航第 684 号、国空機第 923 号）を定め、その中で必要な安全対策等を規定している。

今般、平成 29 年 11 月 4 日に岐阜県大垣市において、多数の者の集合する催しが行われている場所の上空から無人航空機が落下し、観客 3 名に軽傷を負わせる事故が発生したことを受け、当該事故の原因について調査を継続するとともに、無人航空機の飛行に関して安全の確保をより一層図るため、有識者検討会における議論の結果も踏まえ、当該審査要領について所要の改正を行うこととする。

2. 主な改正内容

多数の者の集合する場所（催しが行われている場所等）の上空において無人航空機を飛行させる場合について、以下の要件を追加することとする（具体的には別添のとおり）。

（1）機体の要件について

- ・航空局のホームページに掲載されている無人航空機以外の機体の飛行については、十分な飛行実績（飛行時間、飛行回数）を有することとする要件を追加

（2）運航の要件について

- ・飛行経路周辺において、立入禁止区画を明確にすることとする要件を追加

（3）例外措置について

- ・以下の措置を講じている場合は、（1）、（2）で追加する要件及び人又は物件に接触した際の危害を軽減する構造を有することとする要件について、例外的に講じる必要がないこととする。
 - i 機体に係留装置の装着又はネットの設置等を行う場合
 - ii 機体メーカーが自社の機体の落下範囲を保証している等、その技術的根拠について問題ないと判断できる場合

3. スケジュール（予定）

公布：平成 30 年 1 月中
適用：同上

(1) 講じるべき安全対策

機体要件

- ホームページ掲載の無人航空機以外の場合には次の要件を追加
申請時と同じ機体の条件下で十分な飛行実績(飛行時間:3時間以上、飛行回数:10回以上目安)を有し、安全に飛行できることを確認していること
(新たに飛行時間と飛行回数を申請書に記載することとする)

- プロペラガード等の接触時の被害を軽減させる措置を義務化

風速制限

風速は5m/s以下であること

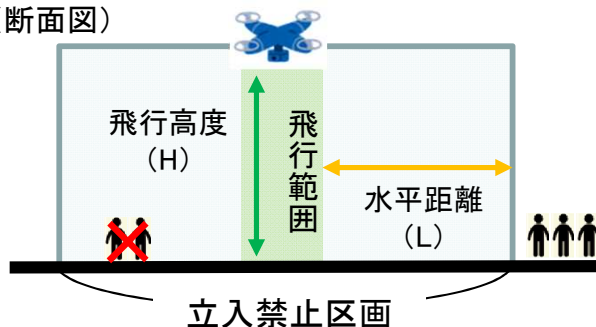
速度制限

風速と速度の和が7m/s以下とすること

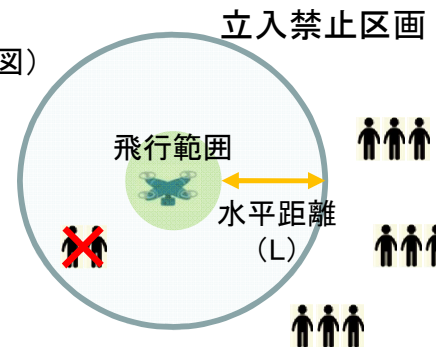
立入禁止区画の設定

(飛行高度に応じた立入禁止区画の設定)

(断面図)



(平面図)



(飛行高度に応じた立入禁止区画の設定)

飛行高度(H)	水平距離(L)
0~20m	30m
20~50m	40m
50~100m	60m
100~150m	70m

※150m以上を飛行する場合の立入禁止区画は、150m以下と同様の条件のもと、機体質量、形状等を踏まえた空気抵抗の影響を考慮して算出した落下地点までの距離の範囲内とする。

(2) 例外措置

以下の場合には、(1)を満たさない場合でも飛行を許可する。

- ・機体に係留装置の装着又はネットの設置等を活用した安全対策を講じている場合
- ・機体メーカーが自社の機体の性能にあわせ落下範囲を保証している等、その技術的根拠について問題ないと判断できる場合